

医療安全管理指針

平成30年9月20日

香川県立白鳥病院

1. 当院の医療安全管理の基本指針について

今日の医療の高度化・複雑化により、医療従事者個人の技術や知識に依存したシステムでは医療安全の確保が困難になってきています。医療事故の未然防止には、医療従事者個人の努力とあわせて、ひとつのミスが医療事故に発展しない仕組みを構築することが重要です。このような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を進めることによって、医療事故を無くし、安全な医療が患者さんに提供できるように努力します。

2. 医療安全管理体制について

当院の医療安全を推進するために、医療安全対策全般、医薬品安全管理対策、医療機器安全管理対策を行います。医療安全推進委員会は病院全体の医療安全を統括し、病院長に提言します。医療安全管理室は病院長の指示に従い、組織横断的に医療安全対策の管理指導を行います。

3. 医療安全管理室の業務内容について

- ・医療に係る安全管理のための指針を整備すること
- ・医療安全対策の企画、立案及び評価
- ・定期的な院内巡視を通じて
 - 医療安全に関わる情報の収集と管理
 - 医療安全対策の実施状況の把握・分析
 - 業務改善等の具体的な対策を推進
- ・各部門における医療安全推進担当者への支援
- ・医療安全対策の体制確保のための各部門との調整
- ・医療安全対策にかかる体制を確保するための職員研修の企画・実施
- ・医療事故の調査、原因分析、対策立案
- ・相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、患者・家族の相談に応じる

4. 活動内容について

1) インシデント・アクシデントレポートの報告・分析

医療安全管理室では毎週カンファレンスを開催し、提出された報告の内容の確認と分析を行います。検討の結果を毎月開催される医療安全推進委員会で報告し、情報を共有します。

2) インシデント・アクシデントレポートの情報開示

インシデント・アクシデント報告書は院内で情報共有するように努めています。

3) 院内巡視活動

医療安全管理室では定期的に院内を巡回し、各部署の医療安全対策を推進します。

4) 研修会を通じて医薬品安全管理・医療機器事故防止

医薬品の安全管理のための研修、人工呼吸器や輸液ポンプなどの医療機器研修を定期的に開催し、医療事故防止に努めています。

5) 医療安全の研修会

すべての職員が安全な医療の提供の重要性を認識し、積極的に安全を推進していくために、全職員を対象に医療安全研修会を開催しています。

6) 医療安全管理マニュアルの作成・更新

医療安全対策に関するマニュアルを作成、周知し、必要に応じて適宜見直しをしています。

5. 医療安全管理に関する患者相談窓口について

安心して医療を受けていただくために、医療安全管理に関するご相談・ご質問は、患者相談窓口にお申し出ください。担当者が対応いたします。患者さんのご相談・ご意見等を真摯に受け止め、迅速に対応し、病院機能の一層の改善に積極的に活用致します。

6. 医療事故発生時の公表について

重大な医療事故が発生した場合は医療安全推進委員会が事故公表の決定について病院長に提言し、病院長が公表を決定します。医療過誤を伴う可能性が高いと判定された場合には、事故調査委員会を開催してオープンに調査を進めると共に、再発防止・信頼の回復に努めます。公表に際しては、患者さん・家族の同意を得た事例に限り、個人情報の取り扱いに十分配慮して行います。